

## 「平成 23 年度 第 2 回 高知県食の安全・安心推進審議会」

日時：平成 24 年 1 月 30 日(月) 午後 1 時～3 時 30 分

場所：高知市総合あんしんセンター 3 階 大会議室

---

(松岡チーフ)

定刻となりましたので、ただ今から「高知県食の安全・安心推進審議会」を開催します。私は、本日の司会を務めさせていただきます、食品・衛生課の松岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。さて、この審議会は平成 18 年 2 月から開催しており、今回、通算 13 回目。平成 23 年度の審議会としては 2 回目の開催となりますが、今回の審議会では「第 2 次高知県食の安全・安心推進計画」を最終案についてご審議をいただくことになっています。審議会には 20 名の委員さんがおられますが、本日は、中澤委員、中村委員、能勢委員、田中委員、久保田委員が所用のため欠席されており、15 名のご出席をいただいております。高知県食の安全・安心推進条例第 3 条第 3 項に規定する審議会の委員数が過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。なお、本日の会議につきましては、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

また、日頃からお世話になっております、中国・四国農政局高知地域センター松本総括農畜産安全管理官様よりご出席をいただく予定になっておりましたが、少し所要のため遅れておりますので、またあとで来られた…(音声途切れ) また、関係機関のかたも出席者名簿にありますように県ならびに高知市の食の安全安心に関する各界の方が出席しております。それでは会議に入ります前に健康政策部長、入福聖一より皆様へ開会のご挨拶をさせていただきます。

(入福部長)

皆さん、こんにちは。県の健康政策部長をしております入福と申します。本日はお忙しいなか、この審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また県が進めております食の安全安心に関する取組みに、さまざまなご協力をいただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。食の安全安心ということは我々の日常生活に欠かすことのできないというか毎日の生活そのものなんですけど、従いまして県民の皆様の関心非常に高いという状況のなかで今年度振り返ってみても例えば牛肉のユッケの生食で多くの方が食中毒で亡くられる事件もございました。また、原発の事故から牛肉の放射線に汚染された牛肉が本県内でも流通しておりまして皆様にもいろいろご心配おかけしたところです。そういうなかで我々といたしましても食の安全安心に対する取組みというのは一層気を引き締めて取り組んでいかなくてはいけないと考えております。

第 2 期の計画につきましても前回一定の方向性を皆様方にお示ししていただきまして、それを基にパブリックコメントでご意見もお伺いしております。今日は最終的な案という

ことで皆様方の忌憚のないご意見をお伺いいたしまして年度内には最終的な次期計画を確定していきたいと考えております。行政だけでは当然食の安全安心というのは確保できるものではございません。モノを作る生産者、加工される方、販売される方、さまざまな段階で安全安心な食の取組みを進めていくということです。今後ともぜひご協力をよろしくお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(松岡チーフ)

それではこれから議事進行は食の安全安心推進条例第 30 条第 2 項の規定により南会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(南委員)

本日はお忙しいなかをお集まりいただきましてありがとうございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。では、座って失礼します。それでは、審議会運営規定第 3 条第 2 項にとりつきまして、私の方から議事録についてご指名させていただきたいと思っております。三谷英子委員よろしくお願いいたします。また井上泰夫委員よろしくお願いいたします。それではまず最初の議題であります第二期設定期間について事務局の方から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

## 「第 2 期高知県食の安全・安心推進計画案」

(竹内課長)

大変失礼しました。遅くなりまして申し訳ございません。今回の計画の主な改正点について掲示とそれから説明をさせていただきたいと思っております。まず、4 ページをご覧くださいと思います。グラフ、横に囲むようにございますけど、事件と問題が混在しておりますので、事件ということに統一をさせていただいております。それから平成 21 年消費者庁の発足を取り外しております。

(南委員)

食の安全安心の推進計画案の方でございますね。

(竹内課長)

案の方でございます。案の 4 ページの方の説明をさせていただいております。よろしいでしょうか。それでは、次、8 ページの方をご覧くださいと思います。安全と安心の定義を修正いたしましてできるだけシンプルにということで修正をさせていただいております。それからレイアウトを少し修正させていただいております。引き続きまして 9 ページのほうご覧ください。少し図の修正の方をさせていただいております。内容については特

に前回のときと変わっておりません。

11 ページをご覧くださいと思います。タイトルでございますけれど、主要な取組みを第二次推進計画での行政の主要な取組みというふうに変えさせていただいております。上から 6 行目になりますが、総力を挙げてというのを削除いたしております。これは行為者の主観の入った表現ということで削除させていただきました。それから 14 ページ目をご覧ください。取組みの方法の①として次の内容を追加しております。それは危機管理事象の発生時には高知県高知市健康危機管理連絡協議会を設置し、県民・市民の健康危機に関する高知県高知市高等指針に基づいた内容を推進しますということで、現在もこの協議会は設置しておりまして、先だつての食肉の放射線るときにも十分活用させていただいております。15 ページをお開きください。調査研究の推進に人材育成の要素を追加しております。県庁と課題の 4 つ目、製造技術を加工製造技術にしております。それからもう一つ現状と課題の最後に追加しております。内容といたしましては進歩する食品加工・製造技術や検査技術に対応できる専門職を育成するためには、ベテラン職員が蓄積してきたノウハウ、技術の継承も不可欠ですということを追加しております。

次に、取組みの方法の最後にもう一つ追加しておりますところが、現地研修や実技研修により、より実務的な研修を実施していきますという文言を追加しております。17 ページをお開きください。環境保全型農業の推進ということで数値目標の修正、実績の修正と目標値の追加をしております。それと天敵導入農家率は生物的防除資材の普及率に変更させていただいております。18 ページのほうをご覧ください。現状の課題の 3 つ目でございますが、安心な畜産物の生産を安全な畜産物の生産ということに変えさせていただいております。

引き続きまして、20 ページをご覧ください。水産用医薬品を動物用医薬品・水産用医薬品に統一しております。水産用医薬品を動物用医薬品に統一しております。それから 21 ページをお開きください。現状と課題に次の内容を追加しております。「平成 23 年には富山県等で発生したユッケによる腸管出血性大腸菌 O111 の死亡事故を受け肉の生食に不正がわかりましたが食品衛生施設に対する管理指導の強化を図っていく必要があります。」それともう一つ取組みの方法に次の内容を追加しております。食肉関連事業者に対する生食用食肉についての監視指導を強化します。」ということを追加しております。それから 22 ページをお開きください。取組みの方法の 3 つ目に追加しております。まず、③の「食品関連事業者の自主的な取組を推進するための手法である「高度衛生管理手法」については、要綱を作成し、講習会や現地指導を通して県福祉保健所と協力のもと積極的に普及、推進していきます。

次に、図ですが、「高度衛生管理手法のイメージ図」の方に変更をさせていただいております。もう一つ、担当課に地産地消・外商課を追加いたしております。つづきまして 23 ページをお開きください。現状と課題に次の内容を追加しております。「そのなかでも、ノロウイルスによる食中毒は、毎年発生しています。」という文言を追加しております。次に取

組の方向の文言等を一部訂正をしております。項目 2、「危害度」を「リスク」に。項目 3、取組の方向で「食中毒の発生しやすい時期（夏季・年末）に集中監視を実施します。」を「食中毒の発生しやすい時期に集中監視を実施します。（夏季・年末一斉監視）」というふうに変更しております。もう一つ、取組の方向に次の 4 追加しております。項目⑤を「ノロウイルスによる食中毒対策として、手洗いと食品取扱者の健康管理について特に重点的に啓発していきます」、もう一つ、項目⑥「食肉の生食に対するリスクについて食品営業施設のみならず、消費者へも情報提供をしていきます。」という文言でございます。それを追加いたしております。25 ページをお開きください。現状と課題を全部修正しております。「BSE 対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認や BSE の発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛 BSE 検査が必要です。」と全部修正しております。

26 ページをお開きください。取組の方向の項目①と項目②ですが、（食の安心・安全）を（食の安全・安心）というふうにしております。27 ページをお開きください。まず取組の方向ですが、項目②「食品衛生監視指導計画に基づき」を追加しております。項目 4 に学校給食に関する内容を追加しております。「必要に応じて、学校給食等の定期的な放射性物質の検査を行うとともに検査結果を公表し、学校給食の食材の安全確認に努めます。」というふうになってます。②、担当課の追加をしております。スポーツ健康教育課をそれに基づきまして追加をしております。31 ページをお開きください。取組の方向の項目①「消費者に安心して食品を購入していただけるように」を「消費者が安心して食品を購入できるように」に変更しております。それから、32 ページをお開きください。数値目標というのに、目標値を入れております。それと、園芸年度の説明につきまして追加をさせていただいております。33 ページをお開きください。高知農業 ISO14001 評定制度を削除しております。34 ページをお開きください。現状と課題の最後に追加をしております。

内容につきましては、「そのために平成 22 年度以降、一般衛生管理から「認証制度」へのレベルアップを図ることを目的に高知県独自の自主衛生管理の手法である「高度衛生管理手法」を推進していますが、平成 23 年度、新たに「高知県食品高度衛生管理手法認定要綱」を作成しましたので、平成 24 年度からは更に推進していきます。」という文言を追加しています。同じく 34 ページ取組の方向項目④に次のように追記をしております。「平成 23 年度、高度衛生管理手法の推進を加速化することを目的に要綱を作成しました。認定施設については、業種、規模等に応じ管理認証への取得につなげていきます。」ということを追加しております。同じページでございますが、認証制度の票に認定制度を追加しております。認定機関を「認証・認定機関」にそれから、「認証制度」を「認証制度・認定制度」というふうに追加をしております。ご確認ください。

それから 35 ページをお開きください。現状と課題の最後に次の文を追加しております。「県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。」を追加しております。37 ページをお開きください。取組の方向の③でございますが、「高知の農林漁業」を「農林水産業」に変更しております。それから数値目標、食育に関心をもっている県民

の割合、平成 24 年 2 月頃結果がでるというのを 48.7%としております。40 ページをお開きください。取組の方向の項目②に次の内容を追加いたしております。いずれの媒体においても身近で具体的な情報提供を推進していきますという報告を追加いたしております。42 ページをお開きください。遺伝子組み換え食品の説明の冒頭に（多くの場合）を追加いたしております。これは説明文に記載されております他の生物からの有用遺伝子導入だけでなく、望まない遺伝子の発現を抑える場合は同じ生物の遺伝子を除去するあるため、この（多くの場合）を追加いたしております。43 ページをお開きください。食品安全 GAP の項目を削除しました。GAP について説明していますので削除しております。44 ページをお開きください。農業生産工程管理（GAP）の説明文で①GAP とは、以下を追加しております。それともう一つ「継続的」を「持続的」にしております。46 ページをお開きください。リスク分析について項目を起し追加しておきます。リスク評価、リスク管理についての説明を、リスクを分析、3 要素の図で説明をいたしております。以上、変更等について簡単に説明をさせていただきました。

（南委員）

この資料いただいておりますこれによりますと、私が言いたいのはこれは前回の審議会のときに皆さまのご意見いただきましたけれど、そのあとパブリックコメントを募集して、そして、それを盛り込んで修正したというふうに理解しておりますが、それはどうでしょうか。

（竹内課長）

先生のおっしゃる通りでございます。パブリックコメントについては。

（南委員）

それでこのただ今厚生省からうちの説明書はいらないのでしょうか。パブコメの中身とか対応とか。審議会への質問、対応等、パブコメの対応の説明をお願いします。

（竹内課長）

それでは、少し説明させていただきます。審議会の意見等に回答、対応等、説明させていただきます。ちょっとございまして、食品安全性に関する情報発信が不十分というご意見、質問等がございました。それと、消費者は情報提供をすれば学べるので、行政がきちんと情報提供をしていってほしいという、情報関係のものが二つございました。それにつきましては、事件、事故についての情報提供だけでなく、食のリスクの考え方についての食の安全性そのものに関わる正しい情報が、県民にしっかり届くように継続した取組を行っていきたいというふうに書かせていただいております。それと、新計画を策定するなかで、「予算が限られたなかでという内容を入れていくべきではないか」というご意見

をいただいております。それにつきまして、実際にそういうことではありますが、そういった状況、経過も同様ですので、あえてそれに言及することにはならないではないのだろうかというふうなことでお答えさせていただいております。それと、新計画はどこに重きを置いているのかということと、それから、「計画全般が横並び一線でリスクマネジメントの観点がない」というご意見がございました。それにつきましては、当計画は取組内容の集大成的な性格を持っているので、どこに重きを置いているのかを示すのが難しいというふうなご回答をさせていただいております。

平成 22 年度より低い目標を設定している項目については、「取組の後退のように受け取れるんですが、どうでしょうか」というご意見がございました。そのなかでは常に目標値を実績のあった以上に設定することは現実には不可能なので、250 回以上を目標に「持続」を「継続を実施」という表現に修正をさせていただいております。もう一つ、放射線につきまして、暮らしの観点からという「学校給食の検査なども実施してほしい。ゼリーなど可能なものから取り掛かってほしい」というご意見がございました。それについては検討中ということでございます。放射線でもう一つありますが、放射線につきまして「データの蓄積をしていくしかないので、その体制づくりをしていただきたい」というご意見がございました。そのなかで検査について食品衛生監視指導計画に位置づけて取り組んでいく予定でございます。以上、質問と対応について簡単に説明をさせていただきました。

次にパブリックコメントのご意見について少しご紹介させていただきたいと思います。これはホームページ等を通じて県民の皆さまからご意見をいただいたものでございます。まず、ご意見につきまして「学校給食の安全性の確保」ということでご意見をいただいております。乳幼児や低年齢の子供の内部被爆を避けることが他の対策に引き立って必要だろうと思います。そのためには保育園を含め学校給食の安全を確保することが大事であるということで、子供が食べる給食については全ての食材の放射性物質の測定を実施するというので、保護者の不安を解消すると。それから、安全な食べ物に対する保護者への啓発につながると思うということで、4 つご提案をいただいております。一つは学校給食の放射線量の測定を実施するという。それから、もう一つが測定方法の結果を県民に明けはなしてほしいということ。

それから、3 つ目に食材の流通に関することで放射性物質の検査を受けていないものが流通することを防ぐために、検査された食品であることが消費者に分かる対策を講じること。そのためには国等の機関の対策を待つのではなくて、県独自で子どもが多く口にする牛肉やお肉類、それから、卵、おじゃこなどの検査を実施し検査結果を告知してほしいということ。4 つ目に放射能の内部被爆について、特に小さい子どもを持つ母親が意識が高いと思いますので、審議委員さんには母親代表する人が入ることが望まれるという、この 4 つのご意見をいただいております。

それにつきまして、スポーツ教育課の方からご回答いただいておりますので、ご説明、ご披露させていただきたいと思っております。まず、先ほどの 1、2 の検査につきましてですが、

文科省の学校給食モニタリング事業等を活用し、県内 2 施設程度を指定して学校給食の定期的な放射性物質の測定を行うことで、児童生徒の学校給食による放射性物質の内部被爆を避けるとともに、学校給食の食材の安全確認を行います。併せて検査結果をホームページ等で公表し、保護者等への安全性についての広報及び啓発を取り組みますというご回答をいただいております。

それと、うちの食品衛生課の方からですが、3 と 4 についてご披露させていただきたいと思います。県内に流通する食品について、高知県食品衛生監視指導計画に基づき検査を実施いたしまして、放射性物質に汚染された食品の流通を排除いたします。具体的には牛乳や牛肉、それから、果物、野菜について毎月 10 検体ずつ程度の検査を実施し、検査結果についてはホームページ等により速やかに公表いたしております。それから、4 番目につきまして、平成 24 年 2 月から 26 年 1 月までの 2 年間の任期をお願いをしている方のうち、女性委員の割合は 55%と半分以上ということになっております。必ずしも小さな子供を持つ母親の世代の方ばかりではありませんが、母親、祖母を代表する方の比率が多くなっていますので、県といたしましてこういうふうな回答させていただいております。

(南委員)

ありがとうございました。学校給食の放射能のことについては、ちょっとパブリックコメントをいただいたり、委員の方にいただいていたのは 27 ページにあるのは修正案についての説明がありました。修正案の中にも入れているということですね。そういうことですね、対応としては。

(竹内課長)

その通りでございます。

(南委員)

大体、私ども事務局からの説明は以上だと思いますが、ありがとうございました。それでは、委員の方の質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見、どうぞご自由にお願いたします。はい、どうぞ。

(川村委員)

今、ご説明いただいた資料のことで教えていただきたいんですが、取組の方向性のなかで担当課は入っていないところと、入っているところがあるんですが、これはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

(竹内課長)

すみません。大体下の方に入れているつもりなんです、何ページ辺りか分かりますで

しょうか。

(川村委員)

例えば、14 ページとかからも始まりのところから危機管理体制の強化ということで、一番その基盤づくりの根本的なところで、例えば取組の方向性のなかの 1 番とか 2 番とかというのは入っておりませんし、それから、7 番の今回パブリックコメントで回答を求められた放射性物質に関することなんかにも、担当課が入っておりませんが。それから、あとずっと最後まで見ていきましても入っているところと、入っていないところがございます。

(竹内課長)

それにつきましては、右の方に書いてありますのが特化したところでございますけど、14 ページの一番下に担当課として全ての関係課ということで入れさせていただいていますけど。そういったものを入れた方がよろしければ。

(川村委員)

いえ、そういうことではなくて、どういう意図でこの資料を作られたかというご説明をしていただきたいくて、この担当課。全ての関係課と書いてあるんですけども、例えば 3 番とか 4 番とかは入っているんですが、それはどういうふうに見ていけばよろしいでしょうか。市だけかなと思うとそうでもなくて、県の課が入っているところもございまして、少しその辺りが一貫性というか、整合性が。どういうふうにお考えになって作られたのかなということでお伺いいたしました。

(竹内課長)

この右に書いておりますのが、主に例えば③でございましたら、「家畜における人畜共通感染症の保有状況」ということになりますと、人畜共通感染症というのは保健所とか、そちらの方の担当になっておりますので、こちらの名前を入れさせていただいたというふうなことになっておりますけれど。

(川村委員)

はい、ありがとうございます。また具体はあとで。

(南委員)

ということは、例えば 14 ページは基本的な担当課は全ての関係課なんだけれど、特定できる課だけは記載したと。限局的にやっているところは記載したということでしょうか。

(竹内課長)



はい、その通りでございます。なお、新規のなかで全てに入れた方が良いとか、外す方が良いというようなことのご意見ございましたら、そのようにさせていただきたいと思えます。

(南委員)

はい、よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。目が合った方を先に。

(大西委員)

たくさんの資料、配布していただきありがとうございました。事務局の皆さんのいろいろ私からも述べさせていただいて、出させていただいたものを反映させていただいて、ありがとうございました。それと、今ご説明いただいた今日の資料の方の 5 ページの前回審議会における質問、意見等に対する回答、対応等の抜粋を今、読み上げていただいた分なんですけれども、ただ、あまり記憶力が良いものではないのでちょっと自信はないんですけれども。「限られた予算のなかで」というのに対する対応と、当時の重きの置き方についての対応は、こういうのってなかったんじゃないかなというふうにとちょっと。

例えば「限られた予算のなかで」というのは、そういった状況は民間も同様なものでというのがメインな理由なのではなくて、民間ではなく行政だからこそそこにあまりお金の問題を入れないというようなご回答をいただいたようなふうを受け取れたのと、民間もそうだから行政もというのはちょっと。この安全におけるお金の使い方という意味ではやはりちょっと行政と民間は同じ感覚でいられたらちょっと困るというのも、私は思っています。民間ではやれない部分もあるからこそ行政だから、お金をかける部分はかけますという言い方を確かご説明いただいた「そうだな」と納得した覚えがあります。違ったら申し訳ないんですけれども、その辺りのお金の使い方についての整理というのも行政の皆さんの方で確認をもう 1 回していただきたいというのと。

それから、計画が横並び一線とか、重きをどこに置いているのかという、その優先順位という話をちょっとディスカッションさせていただいたらと思うんですけれども。ここで回答で示しづらいというのに加えて、でも、やはり大小メリハリはつけていきたいという回答をいただいたと思いますので、その部分も入れていく。確かそれによって今回の取組の方向の順位付けなんかもされているように、今回拝見して受け取りましたので。この解答というのは、もうちょっと簡略化しすぎないで記録として残しておいていただけると有り難いなと思いますので、よろしくお願ひします。

(南委員)

ご意見だと思うんですが、いかがですか。

(竹内課長)

その通りでございます。あまり簡略しすぎないようにお願いします。それと、優先順位というのはやはり今回のちょっとここにはあまり書かれておりませんが、今回、放射能であるとか、いろんな食の生食であるとか、そういうことについて優先順位をつけたいということで入れさせていただいておりますので、ご意見の方は反映させていただけるものはさせていただきます。

(南委員)

ほかにかがでしょうか。

(西岡委員)

高知県生協連の西岡です。質問ということでもないんですが、実は私、消費者庁長官と懇談する機会がありまして、その時に長官が、全国でやはり放射能の問題というのは消費者の大変な関心になっているということで。しかし、検査する機器が全ての市町村にあるというわけでもないんで、現在、消費者庁の所で順次必要とする所には貸し出しをしているようです。それで、最新式の機器はまだできていない部分もあって、現在あと 280 台ぐらい新しいものを調達をして、それぞれの市町村に県も含めてお貸しをするということになっているようですので。是非、県の方にはあると思うんですけども、例えば高知市になれば重点的に配分が東日本の配分にしながら、順次西の方へも持っていきますということでしたので、一つ参考にしていただければというふうに思いますし。その時言われたのは、消費者はやはりこの商品についてやはり調べてもらいたいとかいうことがあるんで、是非、持ち込んだものを大変だと思うんですが、消費者の持ち込んだものをその機器で検査を、是非してあげたらどうでしょうかというようなことを言われておりました。消費者のメンバーを前にして言った言葉ですので、いつ変わるかも分かりません。どこで信用できるかというものですので、そういうのがありましたので、参考にしていただければというふうに思います。

それから、やはり私たち生協をやっていると、一番の不安はもちろん単品に放射能であれば含まれているかということも大事なんですけども、やはり食品としてどれだけやはり取り込むかと。パブリックコメントなんかにも内部被爆の心配がされておりましたけれども、そのことがやはり一番大事だと思うんですね。学校給食のサンプリングを県でするということは大変良いことだと思いますし、私ども全国の生協では 250 人の家庭のなかに●して。例えば 4 人家族であればプラス 1 して 5 食分を作ってください、それを 1 食分の放射能検査をずっと続けてやっています。そんなやはり取組もしながら、やはり不安は取り除いていくということと、駄目なものは駄目として廃棄をすると。そんなことも大事なかなというふうに思いますので、是非、検査するということが大変なことだと思いますけれども、そういうこともできますよということで、県の方で指導していただければ県民の方も安心して生活ができるかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

(南委員)

そんな情報をいただいたと思いますが、いかがでしょうか。

(竹内課長)

いろんな検査の機器の貸し出しをしてくださるという有り難いお話ですので、是非、関係の所にそういうふうなお話をさせていただきたいと思ひますし、そういうふうな情報はもし本当に借りれるようであれば、すごい消費者の方に安心・安全の一つの目安ということになるかと思ひますので、是非、導入できるところは導入するように働きかけをしていきたいと思ひます。

(南委員)

やはり高知市にはかなりそういう検査の機械があるんでしょうかね、すでに。

(竹内課長)

県の方は衛生検査所に放射線の検査機器が1台ありますが、3月に2台になる予定でござります。それにつきましては、また来年度のうちの食の監視指導計画のなかで。普段そういうものはやっていなかったんですけど、毎月なにがしかのものについて、やっていこうということで計画をしております。

(南委員)

ほかに何かご質問、ご意見ないでしょうか。はい、どうぞ。

(川村委員)

今、放射能の問題が出ていますので質問させていただきますけれども、例えば14ページの取組の方向の⑦、それから、27ページの④のところをみてみますと、確かにパブリックコメントを受けて対応の方を掲げておられるんですけども、非常に受け身的。これ、私だけかも分かりませんが、受け身的で、積極的に安心を提供していくという回答は、あまり私はこの文章から感じられないです。両方とも。例えば入手した場合には取り組むとか、それから、必要に応じてとかといったような表現で、今回の放射能と健康の問題というのは、安全の域値というのがまだはっきりしてなくて、国の方も一応暫定は出しながらこれから方向性を示していくということで、今、説明会を全国やろうとしているところだと思いますけれども。ですから、科学的なことについても前回も申し上げましたように、研究者の中では一定の理解が、みんなが理解、共通認識しているものと、それから、それぞれがまだまだ言っているかということ、●ところがあって、そういう意味ではどれぐ

らの安全というのは今までなかったことですので、これからそのデータを取り続けないと分からない。ただし、安心は提供していける。それはやはり常にコンスタントな情報発信をするということで安心は提供していけると思うんですね。

それで、パブリックコメントの方では非常にきちんとした対応をなされているのに、こちらの方の計画案の方ではどちらかと言えば非常にちょっと引いたことになっているのですが、何かいろいろと大変なこともあるかも分かりませんが、整合性がちょっとないのかなと思って質問をさせていただきました。

(入福部長)

牛肉の放射線の汚染が夏にありまして、それ以後、県といたしましては例えばカツオとか、それから、深層水の検査、それから、牛肉の事件のあと、県単独で毎月、市と県でそれぞれ保健所で市販の牛肉を買って毎月検査する。独自の流通の検査をするという取組をやっております。今後とも記載しておりますけれども、県独自にその10品目程度にはなりますけれども、毎月毎月、流通しているものについてなお検査をやっていくという。例えば牛肉のモニタリング検査も県が独自にやった。他県ではやっていないようなこともやってきました。そういう点で今ご指摘のように記載として積極性が見えていないということでございしましたが、表現も現にやっておりますし、今後ともやっていきますので、表現について再度検討したうえで修正できる点は修正して現にやっておりますし、今後ともやっていくところをちょっと強く打ち出せるなら、そういう方向で検討します。

(川村委員)

もう1点はパブリックコメントの一つは、私たち人間そのもの全体もそうなんですが、ライフステージと言いますか、次の時代を担う子供たちですね。ご承知のように子供たちは免疫力も弱いし、非常に影響を大人よりかは受けるということで、それでこういうふうなパブリックコメントも出ているんだと思うんです。ですから、今お答えいただきましたことはもちろんですけれども、この次世代を担う子供たち、それから、また母体ですね。将来、子供をやはり産み育てていく若い女性の方々への対応というのにも必要だと思いますので、是非コンスタントな情報提供というのを積極的に継続をしてやっていく。それは国がやらなくても他県がやらなくてもやはり高知としては先んじてやるということが、非常に意義のあることだというふうに思いますので、是非ご検討をお願いしたいというふうに思います。

(竹内課長)

ご意見の通り積極的に広報を進めてまいりたいと思いますし、また何か良い媒体がございましたら、是非ご指摘をいただきまして積極的にやっていきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

(南委員)

このことは本当に県民が安全で安心だ。感じるような検査をするというのは大変なことだというふうにお察ししますが、先ほど部長さんの方から力強い言葉がありましたし、前日、県側の方についても先駆けてもやれることをなさっていく。また、時に次世代に向けての対応。女性たちへの対応を含めてご検討くださる。特にこの推進計画案に多少筆を入れていただけるというふうに理解してよろしいですね。はい。ほかにはいかがでしょうか。前回審議したこと、あと私たちが自分、委員が自分の持っていることに誠実に対応して修正案が、計画案が修正されるということ。パブリックコメントに対しても対応していくこと。また、先ほどの委員のご質問に対してさらに修正をするというお話でしたが、ほかの点で放射能だけでなく、ほかの点で何かお気づきの点はないでしょうか。はい、どうぞ。

(田村委員)

これも内容のことではないがですけど、19 ページですけど、取組みの方向ということでここに書かれていまして、水産物産地、きちんと衛生管理ということで。大日本水産会が策定したガイドランというのが。実は私、探してみました。インターネット上で。なかなか出てきません。ですが、それらしい実はパンフレットがあって、非常に実は良いことが書かれてあって「ああ、これを市場でやってくれたら、私どもは安心して市場から仕入れできるな」。それから、漁船が魚取って、●で傷を付けないためにどうせえ、こうせえというのが書かれていました。だから、勉強は各市場の方も、それから、漁業者の方もされていると思いますけども、結局、小売り市場もあるので、そういう市場に県がこういうふうに関わって講習会をやりゆうとか、そういうふうなことも示していただいたら、やはり、もっとやれる内容にして、やはりもっとやっついていかないとおかしいから、いくつか実は僕らから見たらここへ来るがに、それも毎回毎回ではないですけど、●。これは読みよってもきっと分らんところがありますね。これが一番僕らにとっては。せつかくいいものがあるので、我々にももっと教えてほしいなというのが。そういう感想を持っています。

(竹内課長)

そしたら、関係する合併・流通支援課さんにお話をお願いしたいと思います。

(南委員)

合併・流通支援課さん。

(松村チーフ)

合併・流通支援課の松村と申します。大日本水産会の方の回答の方のご指摘をありがとうございました。ホームページの方はなかなか辿りつけなかったということですが、確か

あると思いますが、また。それで、県の方ではといたしますか、こちらにありますように県の方、水産振興部の方では市場の方で、この大日本水産会のガイドラインに沿った衛生管理型の認証受入でございますので、これは市場の方に認証を受けれるように、特に県内で全部の市場ではなかなか難しいので、各地域で拠点となる市場がございますので、そちらの方で認証を受けれるようにということで、市場の方、漁協さんの方とも連携をして認証を受けれるようにということでやっておりまして。ここの資料にありますように、すくも湾の方はできれば今年度うちに取れるような感じでということで動いておりますし。あと清水の方は今建て替えをやっておりますので、こういったかたちで新たな施設整備をする所については、重点的にその施設をガイドラインになったようなかたちでハードを整備し、そしてハードだけじゃなくて、ソフトもやっていかなければ日常の管理ということでやっていかなければいけませんので。併せて、現場でやりゆう人ということで、現場に入っ一緒になってやるというのも、協力してやっていくというのが現状でございます。

だから、通常はソフトに対してというか、日常の管理マニュアルとかを作ってやっていくことだけではなくて、ハード整備を伴いますので、認証の段階ですぐとまではいきませんが。各地域に拠点となる市場を計画的に順番にやっていきたいというふうに考えてやっております。

(南委員)

大日本水産会が策定したガイドラインはなかなかインターネットでは難しいとおっしゃられてたんですけど、県には取り寄せられるんですか。

(松村チーフ)

ものは、ございます。

(南委員)

合併・流通支援課に聞けば分かるということですか。

(松村チーフ)

うちの方に来ていただければ冊子もあると思いますし、多分、ホームページでも出てくるとは思うんですが。

(田村委員)

それじゃなしに、例えばインターネットでも、こういうふうに行くよというようなのを簡単に。実は、ここへも書いてもらったら分かるんです。大丈夫、探しにいけますので、せっかくえいことをしよったら、やはりもっとPRをしたらどうですか。個人的な話ですけど、先月からみんな須崎の市場へ20年ぶりぐらいに行ってみましたら、全然、違っているん

ですよ。20年前はひどくて。ここの魚は買えんわと思ったけど。設備はそんなにきれいになってなくても、「必ず長靴をはいて歩いてくれ」と書いてあるでしょう。入口で必ず足を洗って、全部帽子をかぶって管理をしゆうので。これは僕は私らの考えかもしれんけど、何かに知らないの、そういう活気がある取り組みも、もっと書かれた方が安心につながるというふうに感じてますけど。

(松村チーフ)

ありがとうございました。須崎の方は22年度に、大日本水産会の方に講師に来ていただきまして、市場の衛生管理というのを須崎の漁協の方とかに講習会をやりまして、それでかなり、若干改善もしていただいたところではあります。

(南委員)

推進計画(案)のなかに、ホームページアドレス等、何か資料の請求先を明示していたらいいかでしょうか。ほかにかがでしょうか。大西さん。どうぞ。

(大西委員)

たびたびすみません。大西です。サイエンスやテクノロジーをずっと仕事にしているの、そういうところに目が付いて、いつも言わせていただいているんですが、またそういう類いなんです、この推進計画(案)の方の5ページ。4ページから5ページに関してこういうアンケートを取っていただいて、データを審議会の方に。審議会で皆さんが有意義だったということになったと思うんですけれども。ここで、6ページ、7ページのグラフを見ても「科学的根拠に対して不安があるから」というのは最も多い理由でしたということまでのご報告していただいているんですけれども、それを大目にどう反映、いかしているのかというのがちょっとダイレクトに分かりにくいというか、ほかの7ページに示されている「食品に不安を感じる理由」のほかの項目というのは、大体ばらばらと見ていると、計画(案)を並べていくと対応しているところは分かりやすいんですけれども、一番ずば抜けてポイント数が高かった「科学的根拠に対して不安があるから」について、これはここだというのがちょっと見えづらいんですけれども、その解説をしていただきたいのと、次の方は分かりやすい表現とかを書き加えていただきたいのをお願いできたらと思うんですけれどもいかがでしょうか。

(竹内課長)

「科学的根拠に対して不安があるから」ということでございますけれど、多分、推測ですけれど、食品添加物の安全性であるとか当然、放射能なんかも関係してくるかと思うんですけれども。「きちんとした根拠があって大丈夫ですよ」、「大丈夫じゃないですよ」ということが分からないということではないかと思えます。それについては、厚生労働省とか

そういったところから安全性に関することについてきた場合には、先に申していかなければいけないというちょっと反省の事項もございます。その中でできればうちの方で、24時間それについてはできるだけホームページ等の方へアップしていくつもりはしておりますけれど。なおホームページとかを見られない方とかがいらっしゃると思うので、データとか内容でもお話をさせていただこうかなと思っていたんですが、何かいいなとかももっと広く知らすことができるような広報、スーパーのトイレであるとか、テントであるとか。それは思いつきですけど、何かみんなが見るようなものをもっと広く、それ以外にもあれば是非、この中でも議論していただいて、「こんなところはいかんよ」とかいうところを是非載せていただいて、それについては、先ほど是非そちらの方に広報とかできるようになればやっていきたいと思います。

(大西委員)

例えば、添加物の毒性とかどれぐらいまでの安全なのかとかをいうのは言葉になって、パンフレットになったりもしていると思うんですけれども。その数値を皆さんが多分、科学的根拠に対しておかしいんじゃないか。そこがなんでそこが安全なのというふうに疑問が生まれる方なんかもいらっしゃると思うんですけれど。それを解説する場、それを説明する場が高知県内はなかなか見当たらない。他県なんかで見ますと、科学館が科学技術館とかが食のサイエンスとかとあって、それに対してそういうのが小ちゃいこういう会を開いて学芸員が説明してくれたり。その食の行政者の食に関する一人ではなくて、サイエンスの人が別の目線から説明してくれるという場が他県では見受けられて。実際そのような方たちとお話を聞いたことがあるんですけれども。

高知県は今現在科学館がないので、ちょっとそういう意味では現行の体制ではそういう消費者がちょっと違う視点から、食の安全というものを見る機会というのがちょっと少ないんじゃないかなというのがあって、例えば高校の先生たち、高校、大学の先生たちにもちょっとご協力をいただくであるとか、サイエンティストからの面から食を見ていただく。それとか、そのデータの解説をしていただくとかというのを何かの機会に。例えば、正常なカンファをされているとかいうのがありましたら。

そういうので、ちょっと、そういうコーナーを設けていただくだとか。そういう何か、箱物を作れなくても。それからまたなんか組織を作ったりという町の姿勢ではなく、人が集まる場所でそういうことを解説しに行くというようなことも、行政ならではのできることだと思うので、大学の先生なんかに講師をお願いしてもいいと思うんですけれども。また、そういう人とか日頃の質問に直接サイエンティストに答えてもらう場なんていうのを行政がコーディネートをするとかというのも、もし可能であれば、努力していただければとまたちょっと違う見方をしてもらえるのかなと思います。予算とも相談があると思いますが、取り入れていただけたらと思います。よろしくお願ひします。



(南委員)

どうぞ。

(川村委員)

今のことに就いてはすけれども、委員さんそれから県の方から、委員長さんが言われたこともそうだと思いますが、一つはいかにうまく情報を発信するかということもあると思うんですが。実は、その発信の仕方が確かに一つこれという例えば数値を出すと、安心はするんですけれども。実はまだそういうことが分かってない。まだ、揺れている場合もあるので。それで、その不安というところにはその数値が分からない不安というかいろんな数値が走っている。どれを信じていいか分からない。特に今業界の方のコマーシャルも非常に強いので、やはり裏方目のコマーシャルが先に出たりして、その方が消費者の方にはよりインプットされていることもあるし。それから例えば、私自身の経験ではこういう理由でこういうことだという、解釈のプロセスのお話をした時でも、例えば、新聞とかでは全部それを省いてしまって、結論だけを書いてしまうということが非常に多かったです。それから県の方とご一緒にやっている仕事の中でも、やはり、出てきた時にはもう最後の一つの結論だけで、これは「こういう場合にはこうなんですよ」ということが非常に多いんです。

ですから、ここでは今後そのアクションプランを話すところではないので、控えておつたんですけれども、一つは今後このアクションプランを考える時に、ここにある不安をどういうふうに分して。例えば、「科学的根拠に対して不安があるから」どういうふうな発信の仕方をしていくかだとか。というふうなことを十分に検討することが必要かなというふうに分しました。ですから、早くやる、それから場所とかもそうですけれども発表の仕方、内容の発信の仕方が今は非常に一般消費者の方も非常にたくさんの知識を持ておられますので。むしろ、それをきちんと整理ができる練習をして整理をして、専門的な知識を発信するというのが大事かなというふうに分しています。

(南委員)

科学者館というのをうちが入れない情報は結構たくさんあるのと。やはり、科学者が出す時というのは、非常に条件設定もして「こういう場合はこうですが、こういう場合はそうとは言い切れない」とか曖昧過ぎるので。それが一般社会に出て行った時は、オールはなしに表現しないといけないところがあつて、大変混乱しているところがあるんでしょうね。ただ、大西委員の方からおっしゃったように科学的根拠について、県民が知る市民が知る機会を増やしていくというのは、大事な提案ではないかなと思いますし、川村委員の方からの意見をおっしゃっていただいたところになると思います。限られた市場には来ていないことが、むしろ根拠をもって曖昧なところもあるんだなということが分かるような研修とか、理解をいただきたいとかそういうことですね。次のステップのことだと思います。

すが、この右側のデータは非常に重要なデータだというふうに取り組んでいただけたらなと思います。

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

(矢野委員)

私は前から一点お聞きしたいと思っておりました。この36ページに食育の推進というところがありまして、子どもたちが何%朝ごはんを食べたとか、それから中学生が何%とかということがあって。これは毎年、教育委員会の方から出ておりますが、この時にアンケートを取ります。おそらく、県下の学校だと思うんですけど、その時にどういうふうな内容で取っておるかなということが私はすごく知りたいんです。お構いない、お分かりになっているので構わないんですが、協力いただけますかというのだけか。それとも、朝ごはんですかとか、どんなものを食べましたかといろんな文言があると思うんですが。それをちょっとアンケートが分かりましたら教えていただきたいなどは思っております。

(南委員)

今日はスポーツ健康教育課は来ていらっしゃいますね。

(徳弘 スポーツ健康教育課)

スポーツ健康教育課の徳広です。このアンケートにつきましては、「児童、生徒の生活スタイルに関する調査」ということでアンケートを取っています。内容につきましては、まず1,000人ぐらいを継続して、平成14年から取っていますので内容はとてもシンプルで出す方はほとんど毎日食べるかとかという、食べているかどうかということを開く項目でこの数値は出しています。それから朝食の中身を把握する方法として、もう一項目取ってまして、それは野菜を毎日朝ごはんに食べたかどうかということを知っています。野菜を食べるならば、おかずはあるというふうな把握をして朝食の中身を見ています。この県全体としての指標はこの「児童、生徒の生活スタイルに関する調査」しかないですけれども。ただ各市町村の学校ではより細かく、その朝食の中身、おかず、パン食であるとか、ご飯であるとか、おかずと一緒に食べたとか。おかずの内容がどうなのかということを知っています。栄養教員等も学校におりますので、そこで把握はしています。けれども、県として大きい数値といえますか、県下全体を表す指標として出している数値はこの数値になっています。

それからこの結果につきましては、スポーツ健康教育課のホームページの方に載せておりますので、そこに質問も。その調査票は載せてなかったと思うんですけども、質問の項目は分かるようなかたちで載っていますので、またご覧になっていただけたらと思います。

(南委員)

徳広委員、よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はいどうぞ。寺尾委員さん。

(寺尾委員)

皆さんが読まれている中で、残留農薬のことが載っていましたので、私たちがスーパーに行きまして、それこそ野菜買いたいなと思いついても、中国産やったら、そしたらやめちよこうかなとか、ということがございます。それで、表示のところで検査をしている安全な商品を並べてくださっていると思いますけれども。検査ルートが何とか消費者に分かるような表示ができないのでしょうか。

ということと、それから家庭菜園でJAに農薬を買いに行きました時に本当に難しくなりまして、「代表作物は何ですか」とかいろいろ聞かれます。そして、それに対して購入してきますけれども、ご近所の方も「もう農協へ買いに行くのがいや。ホームセンターは何ちゃあ言わんつになんぼでも勝手に買ってくれる」からというのを聞きまして。私も先日、自分がホームセンターに行きましたところがいろいろ農薬が売られてますわね。それを仮に買って何も。うちで買った商品を質問もされませんし、あんな所はいいんでしょうか。

(南委員)

いかがでしょうか。環境農業推進課さん。

(竹内 環境農業推進課)

環境農業推進課の竹内と申します。残留農薬の質問がありましたが、まず1点目は商品に対する表示についてですけれども、今実際に残留農薬の検査というのは行われてはおるんですが、当然、検査をするためには全部潰してしまいますので、検査をしたそのものを商品としては絶対に出て行かないというふうなことはなっています。ですから、まさにそのものを検査した物を売るということは現実には不可能なんです。それに対して、例えば、農薬というのはご存知のように、これぐらいだったら、これぐらい以下であれば残留していても絶対に人間の健康には影響がないというのが調べられておまして。その基準値といいますけれども、基準値を超えないような農薬の使い方というのが決められています。ですから、生産者が決められた使い方をきちんと守っていれば、絶対に人間にも健康に影響が出るような残留というのがないことになっているわけです。

ですが、たまに人間がやることですから使い方を間違えたりとかということが絶対ないわけではない。そういうことで残留農薬の検査をやっているわけなんですけれども、一方で、そういう間違えた使い方を絶対にしないように努力しましょうということで、農薬もいつ、どういう種類の農薬を使ったかとかということをきちんと記帳をして。例えば、3回までは大丈夫なだけけれども、4回使ってしまうと、もしかすると、基準値を超える恐れがあるというようなものについては、例えば、帳面の裏に3回までは空欄だったけれども、4回目は塗りつぶしであってきちんと本人は気付くような仕組みにしているとか。いろんな仕組み

を作っているわけです。

そうした取り組みをやってますよということを第三者が県の検査をして、それを一種の認証というかたちで消費者の方にお示しをするというシステムは、実際には国内にもございます。ですが、なかなかその全ての、今現状で例えば認定にもそれなりの費用がかかります、維持するのにも費用がかかりますから。なかなか全部の生産者がその認証を受けてやるというところにはなっていないのが現実です。

そうしたなかで、我々はちょっと前回ご質問がありましたけれども、GAP、グッドアグリカルチュラルプラクティスという、ギャップというように通称は言ってますけれども。これはあくまでも第三者が検査するわけではなくて、あくまで自己点検なんですけど、自分たちでなるべくそういうふうな間違いがないような努力をして、それに自分たちがそれができているかどうかを自らで点検し合う。あるいは、生産者同士で協力してそういうことを進めていこうというような取り組みを進めています。そういう取り組みをやってますというのは、あくまでも現状では第三者の見た認証ではないんですけれども。そういう取り組みをやってますということを生産者として、消費者の方にお知らせをしているということが現状でございます。それで、一点目はよろしいでしょうか。

もう一つは、その農薬の販売の面ですね。これにつきましても、まず農協とか一般の小売の業者さん、ホームセンターを含めまして、農薬の安全使用に関する講習会というものを定期的を開きまして、当然最終的には使用者の責任でもって使うわけですけど。商品を提供する販売業者にも正しい使い方をきちんと買っていく人に説明する責任があるということで、使用者だけでなく販売する側にも同じぐらい責任があるんですよ。だから、きちんとどういう目的で何のために使うのですか。それだったら、これはこういう使い方しかできませんとかいうふうな。あるいは、この農薬はその作物には使えませんとかいうふうな説明をするように講習会等を頻繁に開いてそういうことをお願いしているということが現状でございます。

(南委員)

JAさんのところに行くとなかなか厳しくて、ほかの所やったら買えるという、矛盾が起こっている。ほかの業者も含めて指導していらっしゃるんですか。

(竹内 環境農業推進課)

はい、そうです。それは農協に行かれた小売のお店なんかも含めて、例えば、農薬もそうですが、その資格がないと販売できないというわけではないですが。農薬管理指導士という制度がございます、専門的に農薬のいろんな毒性のことも含めて、使用の方法も含めて講習を受けていただいて認定をするというふうな。もちろん、それができないというわけじゃないですが。小売店にもできるだけそういう方を置いていただいてきちんと知識を持った人に販売にあたっていただくというふうなことで、事故が発生をする

というようなことはしてはおりません。

(川村委員)

今、トレーサビリティ法にのっかって、それは完全施行になったばかりなんですけど、県内の生産者とかへの周知度というか、実際それはどれぐらいと考えればいいですか。正確ではなくて要するに、トレーサビリティというのが言われて久しいんですけども、私たち消費者はちゃんとその履歴が出てきておったら、今、ご指摘のあったところは安心していいのかなと思っていたんですけど。実際、現場でそういうことがあるとなれば、まだまだ県内としては、それも含めてトレーサビリティのことがまだまだ未成熟なのかなという気はします。

(竹内 環境農業推進課)

なかなか、その制度としても周知が。

(川村委員)

県としては、普及啓発にお力を入れていると思うんですけど、どんどん言っているけど、ちゃんと信用しているというか、あるいは、そんなこと…という状況なのか。どうでしょうかという。お金もかかることなので、業者の方も。

(竹内 環境農業推進課)

先ほどちょっと申し上げたように、トレーサビリティの認証制度のことは必ずしも。

(川村委員)

それは、私たちが消費者としては通常どういうふうな農薬が使われて、どこでどういうふうにして、それでここに出てきたという見方をしているので理解してください。

(竹内 環境農業推進課)

そういうつまり、生産者、どこの誰が生産をしてその人がこういう農薬をいつの時点で使ったということですね。私の認識では正確ではないかもしれませんが、言われるように、そこが全部が全商品に対して、全ての消費者の方が全部それを知り得るという段階にはないということです。

(川村委員)

例えば、生産者の方がこれぐらいの農薬を使いましたということを出したので。残留検査をやった時に、大体それが同じ値が出るのか、ずれているとか。

(竹内 環境農業推進課)

それはいいです。結局、残留事故が例えば、出荷前の検査で基準値を超えるものについては、あるいはもともとその基準値がない。つまり使えない農薬が使われていたということは、きちんとその農薬は履歴に反映されている。あるいは、逆に履歴の方を見て検査をする以前にそういう誤った農薬が使われているという情報をキャッチしてそれが出荷されるのを防ぐというような事例もありますので、言われるように実際に検査した値とその履歴というのはきちんとリンクしているというふうに理解しています。よろしいですか。

(南委員)

ちょっと専門的になったので、どうなのでしょう。寺尾委員、ご質問は。

(寺尾委員)

トレーサビリティというのは、要は農薬の基準を守ってやるということなんですが、良心市なんかは販売してますので、そうした時にも分かりませんので。

<聞き取り不能>

(竹内 環境農業推進課)

申し訳ありません。ちょっと最後の質問が聞き取れなかったんですけども。

(寺尾委員)

良心市が増えてきているので…家庭で使うものは基準を守れば、十分でございますけれども。

(竹内 環境農業推進課)

ご自身が使うという場合ですね。

(寺尾委員)

ええ。

(竹内 環境農業推進課)

ですので、一般の評価で使っているやつは、誰が何をやるのに使っているのかが、なかなか分からないので、不安という。

(寺尾委員)

良心市なんかに出される場合はちょっと分かりませんから、お聞きしたんです。

(竹内 環境農業推進課)

どういったものを使っているかというのが、全く分からないということですね。

(寺尾委員)

どういうものとか、それから、ある程度の期限がありますよね。撒布してから…

(竹内 環境農業推進課)

そうです。出荷前のどの段階まで使えるかということがございます。

(寺尾委員)

自分でしたら大体、表示に書いてございますので、この間は危険やから食べられんという認識がありますけれども、良心的にそうした販売をされたら、守れば大丈夫ですけれども。

(竹内 環境農業推進課)

平成15年でしたか。いわゆる無登録農薬が使用されて大きな社会問題になりまして、それを反映して農薬取締法というのが改正をされました。

それ以前は、農薬取締法は農薬の製造業者、これが非常に不純な劣悪な製品を作るのを取り締まろうという趣旨でつくられた法律であったわけで、事業者に対する取り締まり的なものはほとんどなかったんですけれども、その改正によりまして、先ほど申し上げました正しい使い方、いつの時期にどれくらいの濃度のものを何回まで使えるかというふうに決められているんですけれども、それを守らない使用者には罰則として懲役とそれから罰金が科せられるような非常に厳しい法律に変わっております。今は、生産者は全てそういうことは十分理解しておりますので、当然、そういうことを守った上で、使用するというのは大原則ですね。

(南委員)

守られているはずだということですね。

(竹内 環境農業推進課)

おっしゃる通りです。前に、例えば一番多いのは、非常にこれは使用者にとっても分かりにくいところなんですけど、例えばピーマンで使えるんだけれども、よく似たしとうでは使ってはいけないということがあります。それは、なぜかといいますと、要するに、同じ仲間なんですけど、食べるころの大きさが違いますね。それによって、同じ農薬を同じように使ってもそこに付着する量ですとか、重さあたりに残っている薬の量というのが

違ってきますから、そういったことで、片方は使えるけれども、片方が使えないというの  
はある。あるいは、トマトとミニトマトですね。こういったものが同じトマトでありなが  
ら、品種というか生産物の大きさによっては使える、使えないというのが、出てまいりま  
す。

そこら辺りが、時々勘違いをされたり、あるいはまた本人に全く過失のない現象でドリ  
フトということがあります。これはどういうことかという、隣の畑で使っている農薬が  
風と一緒に飛んできて、飛び散ってしまう。これは、結局、たまたま両方に使える農薬で  
あれば何ら問題はないんですけれども、隣の畑で植えている作物には使えるんだけれど、  
お隣に植えている作物では使ってはいけないというようなものであると、場合によっては  
基準値を超えるというようなことが起こる可能性があります。

当然、ドリフトを防ぐために、例えば、少し離れた距離を置くですとか、あるいは間に  
遮蔽植物といたしまして、直接農薬が飛び散らないような背の高い植物を植えましょうとか。  
そういうことで、産地としては、ドリフト事故を防ぐような取組みはしておりますが、稀  
に防ぎ切れずに残留検査で引っ掛かってしまう場合があります。ですが、それも例えば農  
薬の基準値というのは、非常によくできていまして、元々の農薬を一生取り続けても、健  
康に問題がない量、そういったものを動物実験で求めていって、それにある程度の安全係  
数をかけて、人間に置き変えてこれくらいだったら大丈夫であろうという数値を設定して  
います。

ですから、例えば、あの時たまたまそういった不注意というか、過失、避けられない事  
態で基準値を超えた作物を仮に体内に取り込んだとしても、1回あるいは2回取り込んだく  
らいでは、決して影響の出ないようなもの、そういったものが今、農薬として流通してい  
る。そうでないものは、農薬にならないという、そういう時代になっておりますので、そ  
こら辺りは、皆さんがこの統計でも結構、残留農薬のことに関心を持っている消費者の方  
が多い。そういう意味では、我々が先ほど申し上げたようなことの説明はしているんです  
けれども、なかなか機会も少なすぎるということもあるのかもしれませんが、ご理解いた  
だけないのは残念なんですけども、残留農薬の現状というのはそういうものというふう  
にご理解いただきたいと思います。

(南委員)

ということは、科学的に見れば、市場から見れば残留農薬という問題は、事実上、そん  
なに心配しなくてもいい状況になっているということですね。

(竹内 環境農業推進課)

食品・衛生で農産物の安全というと、まず、真っ先に消費者の方は残留農薬というふう  
にお考えになると思うんですけども、少なくとも毒性という点で言えば、いろんな、例え  
ば大腸菌等の病原性のあるものがよほど危ないのですが、そこが十分に理解されていない



というのはあるかと思えます。

(南委員)

ということは、みんなが安心できるようなデータの流し方とか、いわゆるみんなに知ってもらおう。

(竹内 環境農業推進課)

そうですね。そういう意味で、まさに科学的根拠を信用して、要するに基準値そのものが実は信用されていないから、皆さんそういうふうにおっしゃるといって、正にこのアンケートの結果が反映されていると思うんですけども、そういう意味で、先ほど、非常に貴重なご意見をいただいたなと思いました。

(大西委員)

すみません。大西です、度々すみません。かつて数年ですけど、農業組合に勤めていたことがあったものですから。今、いくつかお話がいろんな方からの言葉の中で、ピピッと頭の中で黙っておれなくなったと思ったことがいくつかあったんですけど、一つは、農薬というのは60年代、70年代の高度成長期には安全性試験とかいうのが後回しになっていましたので、レイチェル・カーソンさんの「沈黙の春」とか、社会的な問題になって、その印象が今でも出ておったり、そういうのがまだ保管されていたりして、問題になりますけれども。現在、決して私たちは農薬を勧める気はないんですけども、関係者のアピールも足りないかなというのも含めて、ものすごく厳しい、一応、分かる範囲での安全性試験というのは高度成長期に比べれば増えていますので、かつてとは安全性試験の仕方が違うというアピールがちょっと足りないし、そういうのが目に触れる機会が足りないのではないかなというのがあるのと、あと、いろんなマスメディアの中でも非常に聞こえるんですけども、こういう使い方であれば農薬にしても組み換えにしても、放射性物質にしてもそうですけれども、こういう範囲であれば絶対に悪影響はないとか、絶対に害はないという言い方は科学者が絶対にしないんです。

そこは、科学者がそういうデータを流しているのではなくて、統計的には非常に分かりにくいんですけども、あるものはあるって言えるんですけど、ないものはないと証明ができないので、これだけ調べていないのならないだろうという言い方しかできないわけで、あるとは言えないという表現で科学者は必ず流すようにします。なので、この条件であれば絶対に害はないという言い方は絶対にしないんですよ。なので、それが分かりやすく表現しようと思うと、そこが一番引かかるので、分かりやすくしようとしてくださる方が「大丈夫です。絶対に安心です」とか、「絶対に」という言葉は結構、一般の慣れていない方は「絶対に」という言葉はすごく残るので、せめて科学的な安全もディスカッションすることになると思うので、気を使っただけだと、頭の隅に置いていただけるといいと

思うんですけれども。

ないものを絶対にないとは言えないので、その点を広報する行政の方も頭の片隅に置いて、資料を作っただけだと。「絶対に大丈夫です」という言い方をしたために、何かのアクシデントがあった場合に、不安を増強させてしまう場合もあると思うので、分かりやすい言い方を心がける範囲で、科学的にも正確な言い方、表現を考えていただければ、より不安を増やさないで済むんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

(南委員)

貴重な意見をありがとうございました。はい、どうぞ。

(杉村委員)

日頃、消費者の一員として感じることから言えるんですけれども、最近、お弁当やら外食なんかも価格破壊で、ものすごい安い金額で提供されています。本当にこれで利益が出るのかなという、こっちが心配してしまうようなこともあるんですけれども。実は、私がちょっと気になるのは食材とかそういうのも裏の世界があるみたいな気がしているんです。というのは、例えば、食品に適さない事故米ですね。そういうのは本来ならば、工業用として加工しなきゃいけないのが巡り巡って商品の方に回ってきたりとか、かつてそんなことも事件にあったと思うんですけど。それで、なぜ私がこんなことを言うかと言うと、たまにお弁当屋に入った時に業者さんがおまして、僕らお客として行ってたんですけど、会話が聞こえてきまして、いわゆる「ちょっと買ってくれないだろうか」と。あんまりことB級品というか、あまりよくない品みたいでしたから、民間企業も利益を上げるために、本来、破棄しなければいけないようなものを、そんなんで回しているんじゃないかと思って、ちょっと私は気になって。

だから、これは要望なんですけど、県なんかもそういうふうな情報収集して監視体制というのを常時してほしいと思います。ミートホープなんかも、私はテレビで見ました。なかなか内部告発しても行政が動かなかったというのがあったようですので、やはり、そういうふうな情報に対して、すぐに対応できるような、そういうのが必要ではないかと思います。本当に、お米なんかもDNAなんかの鑑定をしないとコシヒカリかどうか分からないというのがあるんですけど。私たちの舌だけではなかなか分からないというのがありますので、あつてはならないことなんですけど、もし、そういうのが事実があつていたら怖いことなので、是非、そういうところをお願いしたいと思います。以上です。

(南委員)

強い要望というふうにお聞きしました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(久委員)

委員の久です。いつもお世話になっております。すみません、話がまた逆戻りするんですけど、農薬問題にしても食品添加物の問題にいたしましても、やはり、絶対安全というのは、そういうのはやはり出せませんよね。例えば、この去年度からの放射能問題なんかにしても、今まで人類がそんな経験していないような状況が起こって、今のところのこの数値だったら大丈夫かなみたいなのが、あちらこちらのいろんな試算で出てはいると思うんですけど、それがまだ1年なので、この程度かもしれない。けど、それが積もり積もってきたら、あと、例えば20年後、30年後、50年後、自分の身体だけじゃなくて、自分の子孫に、ふりかえてみると50年前のあの事故の放射能の蓄積かみたいなことが、それはけど、誰も予想できないし、仕方がないとは言ってはいけないんでしょうけれども、そういうせっかくのデータを、今現在、分かっていることの一番の正確じゃないかなというデータは、まだ途中の過程であっても出していただけるということは、すごく大事なことだと思いますし、それが絶対に安全という保証は誰にもできないことだろうし、やはり、受ける消費者としても、ある程度、頭に入れて利用はしているんですけど、それに関連して、何かのリスクがあった場合、少しでもリスクを避ける裏技じゃないですけど、方法とかがありましたら、それをすごく消費者というのは知りたいと思うんです。

例えば、年齢がバレますけど、何十年も前に私の学生時代からハムとかウィンナー類なんかに使われている亜硝酸塩と魚のアミノ酸が体内で、加工しましたらニトロソアミンという発がん物質ができるというのを学生時代に授業で習って、ものすごくショックを受けたんです。それを、食べなければ大丈夫なんだろうけど、仮に知らずに今まで食べてきてたわけなんです。すごく、それが怖いなと思ったんですけど。だから、それ以降はお魚とハム類は食べ合わせしないようにというので防いではきたんです。

それから何年か後に子どもを育てていました時に、亜硝酸塩を少しでも減らすためには、熱湯で茹でこぼして食べれば亜硝酸塩が減るよというのを友達が教えてくれまして、どこからのデータなのか分からないんですけど、すごく、これが本当だったら嬉しいなと思ったんです。何かでそれは、そうらしいよというのを、本当にそれから何年か後になって聞いたんですけど、例えば、そういういろんなリスクを避ける方法があれば、それも一緒に。今はこういう状況でって、最新の一番正確と思われる状況と一緒にリスクを回避できるこういう方法を取れば、少しでもこういう値を減らすことができますよ。少しでも、完全に取れんけど、より安全に、少しでも安全に食品として取ることができますよという方法があれば、それを一緒に紹介していただけると、消費者も安定して、それを選択するしないは、個人のあれですけど、すごくそういうリスク回避できる方法も一緒にPRすることも大事ではないかなと思ったもので。

すみません、まとまりのない話で。

(南委員)

ありがとうございます。何か事務局で、このことについてありますかね。なかなか難

しいことですね。

(竹内課長)

なかなか確かに難しい問題だと思います。やはり、最初に一般的に言えること、それだけを特化して食べない。広くいろんなものを食べていくということが一つのものを蓄積させない方法でもあろうかと思えます。これは、食育の関係でいろいろお話をされているところがあるかと思えますけれど。亜硝酸塩だけに限らず、いろんなものをまんべんなく食べることが、リスクを下げていくのではないかなというふうに、個人的には思うところなんですけど。この間、新聞で見ましたら、放射能の関係で向こうの方の新聞なんかでは、そういうふうな報道もされているようですので、そういう試験があれば、新聞とかに載せていただくのも、先ほどの茹でこぼしじゃないですけど、安心につながるかなというふうにも思えます。なお、そういうことがありましたら、新聞で取り上げてくれるかどうか不明ではありますが、そういうところも直していくようにさせていただきます。

(南委員)

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(田村委員)

ちょっと違う話ですけど、うちは0111ですかね。食中毒で死んだということがありましたけど、私が一番ショックやったのは、小さな子どもに大人が食べらしちゅうがですね。普通、生肉食べたら0157とかおっても不思議じゃないのに、というのがあるけど、それを子どもに食べさせて、丸つきりそういう親が配慮をしていないということじゃないかなと。あまりにも、私どもも含めて消費者は食の安全ということを人任せにしているところが、あるんじゃないかなというのがあるがです。こんな話を行政の人に言ったって、当然、どうなることもありませんけれども、例えば、もっと早く●ですね。●の数値がなんぼですって、実はネットを見ていましたら、お餅を食べて詰まる人が多いから、餅も禁止と出してしまえという意見があります。

たまたま、女房が介護しておりまして、正月に餅を出す場合が、「とんでもない」と。「お餅なんかよう出せん」というふうになっちゅうらしくて、本当に食に安全を要求するとかするなかで、随分、不自由になりゆうかなということがあります。それは、もちろん組織で対応するけど、うちにも一応年寄りがおるけど、年寄りに餅を食わずと犯罪になるのかなと。極論にすれば、そういうふうな感じを受けゆうがです。だから、本来であれば、食というのは、安全・安心は必要やけれども、常に危険が何割か、ベーコンも何パーセントか危険がありますよと。例えば、賞味期限切れの商品を食べたって、別にそんな問題はないわけで。けど、バンバン捨てる人が随分多いらしくて、それをいわゆる、そういう捨てるのをやめたら、世界の企業が何十万人かが助かるという話もあるので。そういうことを、

やはり、消費者の人らで考えないかんなど、実は思ってるんです。

本当は、先ほど、実は量販店で弁当を 100 個ばあ作っています。実はどんどん値段が下がってきて、今、一番安い所で●円でして、僕らの事業でいったのが●作れと、無茶な要求を実はして、なかなか実はできてきません。けど、やはり、そういうなかで実際は安い売ってくる業者はおります。情報も実は入ってきます。でも、それをどうしようかということではできません。例えば、福島で今、お米が余っていると言うけど、業務費の率が少しのお米というのは、安く買い取られて流れゆうという話も聞くがです。そうすると、米の表示の中で5%くらいになると、表示というのは、ちょっとでもいいものなら、案外流しゆうかなとか。実は、仕入れるアドバイザーにもそのところは、実は不安なところがあります。幸い、福島のお米というのは今までは高知県にはあまり入ってきていませんけれども、加工品になってきた場合にどんなのかなと思って、いつも取引業者には、「福島産かよ」と冗談を言うと、「それは風評被害」と言われて、非常にそういう面は不自由になってきたなど。どこかで、話戻すがですけど、食べるものについては、危険性もあるということが、一人でも若い人に、特に小さな子どもさんのある母親の方にも教えに行かないかんと思う。●が増えるとか増えんということが、特に食事に関係のあることなので、そういうふうなことも、社会的にはちょっとやめるべきだと、そういった偏っていくから行政の方も、そういうアプローチを少し考えていっていただいて、学校で教えるとか、学校で栄養教育をされているらしいので、そういう考え方を教えるにしていけないといけないというふうに考えています。

それと、我々の現場で 50 人くらいいると、全員に衛生についても徹底するが大変です。手を洗わないという人がどんどん入社してきます。食品を触る前に手を洗うということは当然のことですが、当然のことと認識していない者にきちんと教育していくことが大事なことじゃないかなというふうに思っています。

(南委員)

本当に一面的ではない深いお話で、いろんなことを考えて賢い消費者になるための、そういう様々な考え方が得られる情報の提供をどこかで、きちんとしていただけるということが大切なんだろうと、改めてお聞きしていて思ったんですが。本当に最近、超高齢者になると、おそばとかおうどんとかを喉に詰まらせるから食べさせてはいけないというのが、一般的になってきていて、それを知らない私なんか全然知らなかったので、食べさせて。私は、久しぶりに何十年かぶりにおうどん食べさせてあげて喜ばれたりしたんですけど。

そういう何がリスクで何があったら大丈夫で、どういう条件を作れば、お餅食べてもいいし、おうどんでもいい。ただ、リスクは高まるのは確かです。そういう複雑な状況を理解して生活していく、そういう教育は大事ですね。これは危ないから食べないというのではなく、そういうリスクと観点とのバランスを考えながら手当していく。そういう学生

や一般市民に対する教育も必要なんだと改めて、委員の意見を聞きながら思いました。それが計画案の中にも、もう少し考えられないでしょうか。

(杉村委員)

南先生とか田村さんの意見に関連して、例えば、食に適していないものは、一昔前の人やったら嗅いで饅えた臭いとかどうも最近、私が思うにそういう感覚的なものが衰えているように感じます。それは、やはり、食生活が加工食品に慣らされて、非常に舌がおかしくなっているような。若い人も含めてですね。そんなふうには、それはちょっと僕が科学的に証明したわけじゃないので、そんな感じがします。特に、高知県の方は、舌が非常にいいと思うんですけど。大阪なんかの方は水が汚いでしょう。だから、失礼な言い方ですけど舌が、味がおかしいというんですか。だから、文化的に粉もんが多いというのは、そういうところもあるのかなと。それは、ちょっと僕の極論かもしれませんが。

一つ、私が食の安心安全というのも人任せ、業者任せにするんじゃなくて自己責任というものは多いと思います。最近僕も、消費者の一員としてよく量販店なんかで、何々産の何々とか、何か情報で買っているところがあるんですよ。ところが、そうじゃなくて私も以前、何々さんは生産者で有名な人だからおいしいと思って買って買ったら、あんまりおいしくないんですよ。だから、結局知らない間に私自身が情報に振り回されている。

この間もインターネットの飲食店にインチキがあったと。僕も知らなかったのは、あんなことをして、お店を選んでもらうんですね。ですから、だから自分の舌とか他人の舌。まったく味も違うし、おいしいとかおいしくないは。何か最近、情報に振り回されている。消費行動を起こしているような感じがします。そんなのはちょっと心配ですね。私の個人的な意見で、すみません。

(南委員)

行列ができる何とかとか。カップうどんは、お腹を空かせるからおいしいかもしれませんが、本当においしいかどうかというのは、あると思います。他に何かありませんでしょうか。

(三谷委員)

先ほどから聞いていて、やはり食の本来のもつ何を本物かということをしているのか。これは、食品の方で全国で高知県は、全国の指導要領にもそういうことが出ておりますけれども。でも高知県は、大変このあたりは一生懸命、栄養教諭が中心となってやっていますので、一番中途半端なのが20代30代40代ぐらいじゃないかと思っておりますけれども。我々先代が、食に関してはすごい責任があります。先ほどから出てますけれども、やはり自己責任ということ、きちんともう少し。マスコミなんかが大騒ぎして騒ぎ立てるのではなくて、常にリスクが伴っていることをはっきり言わないと、おかしい方向へ行くとするんですよ。

食べ物というのは総合的に判断するものですから、この食卓一つ押さえて、ここに何か例えば残留農薬のことも出てましたけれども。それではなくて食というのはトータルなものですから、もっと大きく捉えて、それが健康にどうかというふうに判断するんだろーと思ひます。一つちょっとお伺ひしたいんですけれども、これは法律に関することですから国の動きがどうなってくるのか、ちょっと流れを教へていただきたいんですけれども。私ども消費者が物を買う時には、やはりその表示。いろいろなたくさん種類がありまして、たくさんあるなかの表示を判断して買うわけですが、消費者の人はこれをすべて、本当に大変なご苦勞をなさっていると思ひます。

そういうなかで、これをずっと見ていて前々から思っていたんですけれども、この法律の中で食品表示に関するサンプルページも出てますけれども。ひとつの表示の中に、ずいぶん法律がある。行政改革、行政改革と言ひながら、JAS法とか食品衛生法というの、ほとんどダブっているところがあるんですけれども。せつかく消費者庁になって、こういうことを何かもう一つ行革でちゃんとして、高知県とか高知に下りてきたところを分かりやすくみんなも、もう少し分かりやすく判断できやすいような、そういう動きというものはないんでしょうか。

(篠崎補佐 地域農業推進課)

地域農業推進課の篠崎と申します。JAS法を担当しております。三谷委員おっしゃいましたように消費者庁の方に、昨年の秋ぐらひだったと思ひますけれども、関係法令の一元化というところの検討がスタートしたと聞いております。協議を踏まえた上で方向性をお示ししますということで、確か24年度の辺りで中間報告なりを取りまとめるというスケジュールでお伺ひをしております。

(三谷委員)

そうすると推進計画という内容もおのずから変わってきますので、もっと分かりやすくまとめをしていただきたいと思ひます。

(南委員)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(田村委員)

消費者の会にお伺ひしたいんですけれども。今、賞味期限表示をしています。●やはり、製造日を入れられていて、●ありやという実は、たくさんおかしな表示がされているケースが見られるがです。例は、どうでもいいわね。実際、製造日というのはあった方がえいというふうに考えられているんでしょうか。

(矢野委員)

あるスーパーでは、ひとつの食品がありましたらお魚でも、20日で作りました。23日まで消費期限ですと書いてあります。ひとつのスーパーに行きましたら、作った日が全然書いてありません。消費期限だけ書いてあります。それが不思議に思った顔してたら、どうしてだろう。いつ作ったんだろうと、悩みながら買ってました。やはり作った日、それで3日もこのお魚を置いてるのかと思ったら、やっぱり買いたくなくなる。2日くらい経ったら、そうだなと。わざわざ隠してあるのかなと思いました。

(寺尾委員)

賞味期限を枠外に書いてありますわね。それを探するのに苦労しました。あれでしたら、もっと大きく日にちを書いていただけないでしょうか。眼鏡をもってないと、どこにあるのか探し回らないかんになります。お若い方やったら、すっと分かるかもしれませんが、苦労します。

(南委員)

以前は、製造期限の表示でした。

(田村委員)

私どもの例です。節分の日、太巻きをうちは作ります。注文が約何千本くらいくるんで、その日に間に合わんから。前の日からご飯だけは構えておけということで2日の8時から出勤で朝ずっとやってということになっちゅうんやけど。だから以前は、●で日付を誤魔化して、3日にしてました。「でも、それは止めよう」ということで、その日に製造したら、そしたらあるお客さんから「普段は、その日に作ってその日に賞味期限にしているのになぜ、年末は一日延ばしているのか」と言われました。実はうちは、年末なんかは表示してません。賞味期限も実は寿司の場合は、うちの場合は年末に作っても31日の賞味期限にしています。普段、その日に食べてくれと言いつゆのに、年末だからといって2日とか3日とかにするというのは嘘でしょう。

正月用のお寿司で31日の賞味期限のものを販売してもお客さんからまったく苦情はありません。いろんなネットやら市とかで聞いたら、「やはりあった方が良いね」というのがあるので、どうしようかなと思う。うそは言えないし、それでもやりたいし、けんど消費者は求めるからとなつて、というところが正直なところでもあります。でも、嘘よりは本当のところが良いなと思って私は考えていますけれども。だから消費者の方に伺ってみたいわけです。

だから、一度、スーパーマーケットをやっていると、最終的にも加工することが同時でも実質材料を構えて、仕入れて、下味付けてというのは連日だから、何がそう製造期限か分からなくなります。単なるバック詰めした日が製造日になっているので、そのことも実



は、今後解決していかなければならないというのがあります。

行政の方はお正月にあちこち量販店を見てみたらよく分かります、そういうことが。必要と全て行政の方どうのこうの言ったということは。ですけど、本来は店でやはりみんな困っているというのが正直なところなんです。だから、それはあくまでも役場さんの要求と、実質我々が出来ることのギャップがやはりあるから。かといって足並み揃えて相談せよという話ではありませんので、それぞれの会社で相談せなあかんことですけど、どんなものでしょうというのが正直な疑問です。

(南委員)

消費者の意向がどうなのかということと、本当にお魚を獲った日が製造日なのか、パックした日が製造日なのかという、業界の悩みというのも聞いて良かったですね。ありがとうございました。だんだん時間が経ってきていますが、ほかに何かありますでしょうか。

(杉村委員)

37 ページですけど、健康長寿政策課の関係だと思うんですけど、確か高知県は日本一の長寿県構想というのを掲げていますが。例えばアメリカでは貧困層の子供が豚の脂身を食べて肥満が大分増えているというのをテレビで見まして、ちょっとショッキングなあれを受けました。例えばこういう食肉なんかも 10 年ぐらいの長い目で見て、こういう取組をしたから糖尿病が減ったとかそういうふうな成果が出て、初めて生きてきたというのが分かると思うので、是非長期的な調査とをやっていただいて、やはりこういう取組のお陰で糖尿病が減ったとか、医療費が減ったとかそういうのを一つお願いしたいと思います。なんかたまたまラジオで聞いていたんですけど、鎌田實先生という方が長野県の諏訪かなんかで取り組んでいたら、すごく。具体的になんか数字が改善されたというのをやっけて、多分その一人の先生だけのあれではないとは思いますが、やはり大きなスローガンを掲げているだけではなくて、具体的なのんとかが改善されたとか、なんかこう良くなったというのが出てこなければ意味がないと思いますので、そういうところは定期的な調査とかを行ってほしいと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

(南委員)

はい、入福部長さん。

(入福部長)

今、健康長寿県構想ということで、これ 2 年前から進めて、まだこれだというのはまだこれからですけども、例えば壮年期の 40 代 50 代の死亡というのが、過剰死亡が全国に比べると 40 代 50 代が、例えばガン外科疾患で死亡される方が多いというようなこともございまして、それに対してどう対策を行うとか、あるいは今その子宮頸がんのワクチンの話

が書いてありますけれども、今後 10 年先の姿ということも描いてやっていこうという取組を今始めたところですよ。10 年後は若い女性の方の子宮頸がんの発症、それをゼロにしていこうとか、あるいは慢性腎臓病対策というのを新たに取り組んでいこうということで、10 年先には 70 未満で人工透析になる方を今、全部大分けしていこうとかそういう具体的な数値目標を持つてる取組ということは、再度スタートするというのでやっていきますので、皆さんのご協力を得ながら、数値目標を掲げながらやっていきたいと考えています。

(南委員)

ありがとうございました。ここでこの第 1 部門の議題を終えたいと思います。今日いただきました委員のご意見をこの計画案の修正に生かされるんだと思います。それで、今年度分の計画案が出されるというふうにさっきおっしゃってましたので、より良い改善策になるとともに安全であることを願ってこの題は終えたいと思います。ありがとうございました。それでは、次の議題の第 2 次計画の普及・啓発について事務局から説明をお願いいたします。

## 第 2 次計画の普及・啓発について

(竹内課長)

これは 12 ページになります、資料が。食の安全・安心推進計画の概要版(案)ということになっておりますけれども、これは普及・啓発ということで、計画よりも大分薄くて本当に概要を説明するようなものになりますけれども、いろんなところに置いていただいたりとか、それからどこかで活用していただくとかいうふうな目的につくるものですので、ここで特にお願いしたいのが啓発。例えば広報とか啓発とかそういうのにこういうものを置いて有効なところであるとか、それから、こういうふうにしたらどうかとかいうようなことを少しご討議をいただきたいというふうに思っております。内容についてはもう先ほどの案のものをかなり薄くしたもので、内容については特にそこは変更があるとか、そういうことはございません。すみません。よろしく願いいたします。

(南委員)

何かご質問はございませんか。3 番はどういうふうにして対応したんですかね。これを皆さんにどれぐらい配布されていますか。

(竹内課長)

今までは厚生省であるとか、市町村であるとかいうような所に置かさせていただいてありますが、やはりそれだけではなかなか見ていただけないし、こういう計画があることもなかなかアピールができないので。何かこう。当然今までそういうふうなところも置きま

すけれども、それ以外になんか良い場所を。それから、これを活用してなんかしていただけるような所とかを、もし案があれば是非教えていただければというふうに思います。スーパーとか置いていただけると。

(南委員)

スーパーとか置いていいですよ。

(田村委員)

そんなのは是非。

(竹内課長)

是非スーパーの方にも置いていただくようにさせていただければ、ちょっとでも広がると思いますし、ちょっと興味のある方もご覧いただけたらと思いますので、そちらの方にご協力の方、よろしく一つはお願いいたします。多分スーパーもいろいろございますので、当然社長さんの方には置いていただけるとは思いますけれど、ほかの所にも置いていただくようにうちの方も努力をしていきたいと思えます。生協の方も置いていただけますよね。

(西岡委員)

店だけやなくて共同購入の分もありますから。10万部ぐらいあります。

(竹内課長)

10万部ですか。ちょっと謎ですけど、すみません。データだけたくさん作ろうとは思いますが、そうやって記憶していただければと思えました。よろしく申し上げます。

(南委員)

このままこのデザインでやっていくんですか。はい、なるべく字を少なくして。いいデザインで魅力的で分かりやすい。絵が少し入ってございます。安心はしましたけど。おいしそうな絵にしていきたい。はい、どうぞ。

(田村委員)

今これは文字が多いので、これ読んでくれるかなというのがあります。それで、ずっといろいろ会議でしまして、やはり一番の責務は行政の責任と、食品関連業者、それから、消費者への役割ということで、それぞれがどういう役割をちゃんと果たすことが大事かというのが、やはり中心にアピールされて。例えばこういうアンケートなんかはホームページここ見たら載っちゃうぞと、興味のある方はそういうの見て入っていただけるように。それから県民の方からたくさん何をしちゃうろと考えさせるようなものにしたらどうやろ

ね。これ読んだら難しいかなとリスクコミュニケーションありますけど、これを説明して、それからピンときてぱっぱと解る方が居たらどんなもんでしょうね。  
結構概念を知らない、結構そういう方がおられるんで、やっぱりわかりやすくというのが一番いいように、今読んでの感想ですが。

(川村委員)

一部のところでこの推進会議はひとつひとつの食材・内容について議論を進めていくのが目的なんですけど、実はそれをきちっと暮らしの中へ位置づけていくためには前半で議論をしたように食べ方だとか暮らしの中でどういう風に今後考えを取り入れていくとかそうかと言って安全安全とやっていると、すごくおいしくなくなってきて家畜のエサのようになってしまい、もう少しそういうこととを併せ持った形でお聞きをしていくということで、別で何かアクションプランやられるんでしょうけど。

今、田村委員さん言われたようにちょっと字が多いのでこれだけもらっても暮らしの中でどうしていいか分からんと色々大丈夫というけど、例えば今たくさんペットボトルでも同じの日に10本20本飲む人がいると結構、多くの添加物が入ってたりとかあると思うんでやっぱりそういう選択の仕方とか一緒に情報を流していくことが必要なんじゃないかなと思うので、そこでそういうことを気にしながらやっていくことが大事かなと思っていますのでよろしくをお願いします。

(大西委員)

今この議題に入る前からのディスカッションも含めて言おうと思ってたことなんですよね。生活と結びついたというか消費者にとってパンフレットにしても「ああ、これはすぐに使えるかも、役に立つかも」と関心を持つような材料がいまここにあるかという、私一お母さん、一主婦としてとして、少ないかなとあんまり見たくないかなという感じがして、どうやって自分たちも気を付けなきゃいけないか、消費者としてリスクを考える姿勢を持ってもらうかということとちょっと聞いた話なんですけど、県内のある微生物を勉強している方と喋っていて「お茶って腐るの。」と聞かれておどろいたことがありました、なぜ、微生物を専門にしてお茶が腐ることがわからないのか。微生物が増えるという自分の持っている知識とつながらないんだろうとおどろきました。

皆さんごはんにゆかりってふりかけかけると思うんですけど、あれはリトマス紙と同じ似たような作用があって色素がある、試したことがあって腐ると緑色になるんですよ。というふうに小学校で習う知識が生活を守る、自分の食生活を守るってちょっと無理くりですけど、そういうものが自分の周りにもあるんだ、知識と結びつけたら防衛出来るかもしれないんだというような、習う知識、授けられる知識が食生活・生活の中で役立つんだ。ざっくりしたことを紹介できる、なかなか紙だと正確性の問題があって、ざっくりしたこと曖昧なこと載せられないと思うのですが、例えば、県内の生協さんのイベントやエコラ

ポのようなサイエンスやエコ活動に関係するイベントなど人と直接話せるようなところに行って、そんなことをちょっとデモンストレーションしていただいたりすると、それを突破口にして、こういうのに関心持ったり読んでくださるんじゃないかと思うけど、ちょっと紙配るだけじゃないこともして、行政の皆さんも消費者と面と向かってみるという機会も第一では、やれることないかなと考えてみていただけたらどうだろう、なんならいくつか案出せると思うんで。

その部分も実現出来るかどうかはともかく、アクションとしてどんな選択肢があるかということ一度この会議とかでディスカッションしていただく、堅苦しくない広報の仕方が考え出されるかもしれないと思うのでその辺りいかがでしょうか。

(南委員)

貴重なご意見ありがとうございました。はい、どうぞ。

(杉村委員)

パンフレットの配布の仕方なんかも例えば皆さんのご家庭で県のほうから 2 週間位前に南海大地震のパンフみたいなものが僕の郵便物に入っていたんですけど、ちょっとあれ見て、あんまり目新しさが無い。私、父が 80 過ぎなんですけど、あんまりこう大事なことが載っていないじゃないか、どういうことかという、ここ私が住んでいるところは海拔何メートルなのか、避難場所はどこがあるのか、もっとそういう情報が欲しかったみたいで、例えば私、高知県・高知市の地名を調べたら、さんずいの漢字の天津、砂地、葛島とか、もともとここら辺は海だったようなんですけど、あるいは住んでるところは霧とか森だったり、あんまり細かく書きすぎると地価が下がったり風評被害が出たり、不動産には良くないかもしれないんですけど、もう少しこの配るものであれば、内容の目新しいもの、それと配り方なんですけど、気になったのはマンションなんかは配る人の姿勢にもよるんですけど、ただ入れるだけで、パンフレットを開くこともなくそのまま粗大ごみに流れていくケースがあるんですね、ああいうパンフレットを作ったら勉強会しながら解説して配るとか配布の仕方も工夫を入れて、ただこう漠然と民生委員に任すのではなくて、配り方も工夫すると生きた資料になると思うんでそんなとこ気になりました。

(南委員)

ありがとうございました。たいへん貴重なご意見いただいたと思うんですが、この時点で時間がかかり迫ってきておりますので終わりにしたいと思います。消費者の立場に立つて役に立つような情報の提供の仕方を工夫した方がいい、とのご意見でした。他にないようでしたら、はい、どうぞ。

(久委員)

すみません。時間が押してるなかで、ふと思ったんですけど、内容的に小学生・中学生には難しいかもしれないけど、高校生は男の子も家庭科をしているみたいですので、私たちの時代とは違ってそういうのこう授業に取り入れるのは無理かもしれないけど、家庭科の副読本みたいな感じで高校生あたりに配ると、途中で捨てちゃう子もいるかもしれないんですけど、やっぱり家に持って帰って母親もまた見ますよね。そういうルートというのはどうでしょうか。私自身は子供が10年くらい前の高校生なんですけど、私の時代とは違って家庭科の教科書だけじゃなくて、それに付随する副読本がすごく良くて未だに息子の高校時代の家庭科の教科書と副読本は大事に置いてて、時々見てるんですけどそういうので高校生を通じて授業では取り入れなくても母親につながるということはどうでしょうか。すみません、時間押しているのにつまらないこと思いつきました。失礼します。

(南委員)

コマーシャルのところではなくて教育機関を通じてはいかがかと、いかがでしょうか。ご検討いただければいいかと。他にございませんか。ないようでしたら、議事は終わりましたので議長の役割を終えさせていただきます。今年度最後の推進審議会、お疲れ様でした。

(松岡チーフ)

みなさん、どうもありがとうございます。最後に事務局の方から本日の審議内容の確認と今後の予定について簡単にお話の方させていただきたいと思います。

(竹内課長)

本日は本当にありがとうございます。いろんなご意見をいただきまして非常に役に立つご意見沢山いただいております。特に、消費者へのリスクの伝え方であるとか広報の仕方であるとか緩急つけた計画の仕方だとか、いろんなご意見いただきました。ご意見につきましてはうちのほうできちんとまとめましてまたすり継ぎをさせていただきたいと思います。

それと一つご提案がございまして、やはりこの時間として半日ぐらいでなかなか深く知りたいことについて議論もどうしても浅くなってしまっているということがございます。うちのほうからの提案で大きい科のものは別としまして、分科会のようなものをつくってみたらどうかというのを提案させていただきたいと思います。

例えば放射能の関係にいたしましても、●にいたしましても、そこを私たちはやりたいのよというのがあるかもしれない。それについての分科会として例えば1年近く、私がやりたいことを言いに行くわよというような場を設けさせていただいてこの年に2回開いている審議会の中でこんなことをやってこんな結論になりましたとかというような、報告

していただく、というふうなやり方をしたらより深い議論が出来るんじゃないかということでご提案させていただきました。

(松岡チーフ)

そうしましたら、分科会のご提案ということを見せていただいたんですが、次の第二期、来年度の第1回目の審議会にいきなりというわけではございませんけども、その第1回目の審議会に、分科会の案件ということをご提出させていただくということでもよろしいでしょうか。その中でどのようなものを作ったら良いかというご意見をいただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら分科会の意見につきましては次の来年度の第1回目の審議会に議案として提出させていただきます。

そうしましたら以上をもちまして平成23年度第2回高知県食の安全・安心推進審議会を終了いたします。委員のみなさまにはご多忙中のところ、本日はほんとうにご熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。以上をもって終わらせていただきます。